

公立大学法人神戸市看護大学寄附金取扱細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2021年12月28日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第6号

公立大学法人神戸市看護大学寄附金取扱細則の一部を改正する細則

公立大学法人神戸市看護大学寄附金取扱細則（2019年4月細則第35号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、公立大学法人神戸市看護大学会計規程（2019年4月規程第80号_____）第38条の規定に基づき、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）における寄附金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(受入れの制限)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する条件が付されている寄附金は、これを受け入れることができない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 寄附金を受け入れることにより、_____経費の負担を伴うこと。</p> <p>(6), (7) 略</p> <p>(学生支援基金)</p> <p>第8条 法人に、<u>学生支援基金（以下「基金」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 基金は、学生の安心した修学を支援することを目的とする。</u></p> <p><u>3 基金の運営は、基金への寄附金及びその果実、その他事業による収益をもって充てる。</u></p>	<p>。以下「規程」という。</p> <p>著し</p> <p>い</p> <p>(寄附者名簿)</p> <p>第8条 法人は、<u>規程第4条第1項に規定する事業年度（以下「事業年度」という。）ごとに寄附者の名簿（以下「寄附者名簿」という。）を作成、これを保管するものとする。</u></p> <p><u>2 寄附者名簿は、各事業年度終了の日の翌日以降3箇月を経過する日までの間</u></p>

に，法人の主たる事業所の所在地に据え置くものとする。

3 寄附者名簿には，事業年度ごとに，各寄附者について，次の事項を記載する。

(1) 氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

(2) 住所（法人にあっては事業所の所在地）

(3) 寄付金額

(4) 寄附金の受領年月日

(5) 前各号に掲げるもののほか，理事長が必要と認める事項

4 次のいずれかに該当する寄附者は，寄附者名簿にその旨を記載する。

(1) 法人の役員

(2) 法人の役員と生計を一にしているもの

(3) 他の寄附者と同一の住所，かつ，当該寄附者と生計を一にしているもの

附 則

この細則は，2022年1月1日から施行する。